社会福祉法人訪問の家
役員報酬等に関する基準を定める規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人訪問の家（以下「法人」という。）の法人経営に従事する役員等の報酬、その他法人経営に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

（定　義）

第2条　この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び顧問をいう。

（報　酬）

第3条　継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し，次の基準に基づき、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

（一日一回あたり支払基準額）

役職名/時間	理事長	理　事	監　事	評議員	顧　問
2時間以内	20,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
5時間程度	30,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
8時間以上	40,000 円		30,000 円		

※ 「5時間程度」とは、2時間を超えまた8時間以内、とする。

2　翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割期待、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

3　理事において、施設、本部事務局の職を兼務する常勤者には、第１項は適用しない。ただし職員給与に加え役員等兼任手当として次のとおり支給する。

月額　10,000 円

（報酬の支払方法）

第4条　報酬は、その都度、直接本人に通貨で支給する。

2　前項の定めにかかわらず、本人の同意を得た場合には、当該役員等が指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。

3　報酬の支払額は、源泉所得税額控除後の額とする。

（費用弁償）

第5条　理事会・評議員会への出席以外の法人業務に携わった時に支出した交通費、宿泊費、宿泊日当、通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

2　交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。

3　宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4　宿泊日当は宿泊を伴う出張に伴い、１日あたり 5,000 円を支給する。

5　参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

（出張旅費の精算）

第6条　出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

（弔慰金、その他）

第7条　役員等が死亡したときは、相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

弔慰金対象者	支給基準額	備　考
理事長	100,000円	弔電・生花
その他の役員等	50,000円	同

2　その他、役員等が受章祝い金、傷病見舞金、災害見舞金、親族等への香典等が生じた場合には、弔慰金を上限として、社会通念に照らした慶弔金を支給する。

（改正）

第8条　この規程を改正または全部を廃止する必要が生じた場合は、社会福祉法人訪問の家理事会議決を経た後、評議員会にも報告して、了承を得なければならない。

（附　則　）

1　この規程は、平成29年6月14日より施行する。

2　この規程が適用される役員等とは、施行日において役員等であったもの以降、適用するものとする。

3　この規程は、法人として公開すべき情報とする。

4　令和5年6月12日改定（第 3 条第 3 項、第4条第 1 項及び第 2 項）

令和5年6月1日から施行する。